

分率においてはマイナスとならない) とする。このときの各年齢の N 年度における年金額は、

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金額 (65 歳)} &= \text{前年度の新規裁定年金額} \\ &\quad \times \text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \\ \text{既裁定年金額 (66、67 歳)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \\ \text{既裁定年金額 (68 歳～)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \text{CPI(N-1)} \end{aligned}$$

となる。

② 給付水準調整期間中の年金スライド

給付水準調整期間中は、公的年金被保険者総数の減少率の実績と平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率 (0.3%) に基づいて当該年度におけるスライド調整率を設定し、スライド調整率に相当する分、年金の伸び率を抑制することとされている。

以下では、スライド調整率 CH0(N) を

$$\text{CH0(N)} : \text{N-1 年度} \sim \text{N+1 年度の公的年金被保険者総数の対前年変化率の平均 (3 乗根)} \times 0.997$$

とする。このときの各年齢の N 年度における給付水準調整期間中の年金額は、

$$\begin{aligned} \text{新規裁定年金額 (65 歳)} &= \text{前年度の新規裁定年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \times \text{CH0(N-3)}, 1) \\ \text{既裁定年金額 (66、67 歳)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CH(N-3)} \times \text{CPI(N-1)} \times \text{CH0(N-3)}, 1) \\ \text{既裁定年金額 (68 歳～)} &= \text{各受給者の前年度の年金額} \\ &\quad \times \max(\text{CPI(N-1)} \times \text{CH0(N-3)}, 1) \end{aligned}$$

となる。なお、max をとるのは、賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を減ざると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされていることによるものである。

③ 年度、年齢別の調整率の計算

給付水準調整は 2005 年度より行うこととされているが、K 年度まで給付水準調整を続けた場合、2005 年度以降の年金給付が年度 (N) 別、受給者の年齢 (X) 別に、給付水準を維持した場合と比べ、どれだけ調整されているかを計算する。